横須賀市ひとり親家庭等日常生活支援 利用規定

令和7年10月1日一部改正

1. 目的

横須賀市ひとり親家庭等日常生活支援では、一時的な事由で日常の家事や育児などができないひとり親家庭等に、家庭生活支援員(以下「支援員」といいます。)を派遣し、生活援助または子育て支援サービスの提供を行います。

この利用規定は、本支援の利用にあたって申請者が遵守すべき必要な事項などを周知することを目的とするものです。

2. 対象者

対象者は、横須賀市内に住所を有するひとり親家庭等です。ただし、母子生活支援 施設に入所されている方は対象外となります。

本支援におけるひとり親家庭等とは、次のいずれかに該当する方のことです。

- (1) 「母子または父子家庭」 配偶者(内縁関係を含む)が死亡、もしくは離婚等により、配偶者がいない状態となった方で、その後も婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む)をせずに20歳未満の児童を扶養している方
- (2) 「寡婦」 かつて母子家庭の母であって、現在も配偶者のない方
- (3) 「困難を抱える離婚前の母子または父子」 離婚調停中など、離婚を前提に配 偶者と別居している離婚前の方で、児童を扶養している方

3. サービス利用事由

次に掲げるいずれかの事由によるものとします。

- (1) 「社会的事由」 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、残業、転勤、出 張、学校等の公的行事の参加、社会通念上必要と認められる事由
- (2) 「自立促進に必要な事由」 技能習得のための通学、就職活動
- (3) 「生活環境が激変し日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている場合」 ひとり親になって間もない等
 - ※ 一時的な支援ですので、年間を通しての継続的な事由は該当しません。例えば、 仕事の都合により毎月利用するなど、年間を通して継続的に支援が必要な場合は 利用できませんので、他の支援をご検討ください。
 - ※ 他の子育て支援として「ファミリー・サポート・センター」があります。減免制度もありますので、詳しくは横須賀市ファミリー・サポート・センター事務局 (電話 046-828-8510 平日 9~17 時)へお問い合わせください。

- 4. 提供するサービス内容(詳しくは、別表1を参照してください。)
- (1) 次のいずれかのサービスを行います。

ア 生活援助

- (ア) 食事の世話
- (イ) 住居の掃除
- (ウ) 身の回りの世話
- (エ) 生活必需品等の買物
- (オ) 医療機関等との連絡
- (カ) その他必要な用務

イ 子育て支援

- (ア) 乳幼児の保育
- (イ) 児童の生活指導
- (ウ) その他必要な用務
- (2) 各サービスを行う支援員は、次に掲げるいずれかの資格を持った者です。

ア 生活援助

- (ア) 介護職員初任者研修を修了した者
- (イ) 訪問介護員養成研修または介護職員基礎研修を修了した者
- (ウ) 生活援助に関わる職務経験として相当と認められる支援事業または介護事業所、家事代行サービス事業所等で1年以上の経験を有する者

イ 子育て支援

- (ア) 保育士の資格を有する者
- (イ) 子育て支援に関する研修を修了した者
- (ウ) 子育て支援に関わる職務経験として相当と認められる子育て支援事業また は施設で1年以上の経験を有する者
- (3) 申請者または児童が体調不良のときのサービスについては、次に掲げるア〜カをすべて満たす場合に実施します。ただし、要件を全て満たしていても、横須賀市から本支援について委託を受けた事業者が、状況確認の結果、サービスの実施が適当でないと判断する場合には、サービスを実施しないことがありますので、ご了承ください。
 - ア 体調不良者が、医師の診断を受けていること。
 - イ 体調不良者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。)に定める感染症ではないこと。
 - ウ 利用申請時に、体調不良者の症状が安定している(原則として急性期でない) こと。
 - エ 体調不良者の状態が、支援員による看護ができる程度であり、薬を飲ませるな どの看護をする必要がないこと。

- オ 緊急時に、申請者が自ら対処できること。
- カ 利用申請時に、「問診票・同意書」を申請者が提出すること。

5. 実施場所

- (1) 「生活援助」 対象家庭等の居宅
- (2) 「子育て支援」 次に掲げる場所
 - ア 受託事業者の保育室等
 - イ そのほか市長が認めた場所(対象家庭等の居宅等)

6. サービス実施時間

平日9~18時となります。ただし、いずれの時間も事業者の状況により、すべて希望どおり派遣ができるわけではありませんので、ご了承ください。

7. 支援期間

- (1) 支援の期間は、ひとり親家庭等1世帯あたり1年度(4月~翌年3月)につき 10 日が上限となります。また、1日につき1回かつ1月につき5日までが標準と なります。
- (2) 利用時間は1回につき、次に掲げるとおりです。
 - ア 「生活援助」 1時間または2時間
 - イ 「子育て支援」 2時間

8. 利用の流れ

利用までの流れは、次に掲げるとおりです。

- (1) 利用申請の流れ
 - ア はぐくみかん1階 こども給付課で窓口申請
 - イ 横須賀市 HP (ひとり親家庭等日常生活支援) にある申請フォームから電子申請
 - ウ 「〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市民生局こども家庭支援センターこども給付課 ひとり親自立支援係」あてに申請書等を郵送申請
- (2) 支援決定までの流れ

市が申請を受理し、利用が適切かどうか申請内容を審査します。なお、この審 査には、およそ3日(土日祝日・年末年始を除く)程度かかります。

利用が適切と認められる場合は、市から申請者あてに、利用日時及び事業者の 名称や連絡先等が記載されている「利用決定通知書」を送付します。

- (3) 申請者の方が事業者に直接連絡し、利用したいサービスの詳細や注意事項などをご相談ください。
- (4) 利用日時の変更または中止をする場合は、できるだけすみやかに、事業者にご

連絡ください。

- (5) ご希望の実施場所でサービスを行い、申請者もしくは申請者が署名できない場合は申請者が認めた代理人の方が「利用確認書」に署名をしましたら、利用終了となります。
- 9. 申請の際に必要となる書類
 - (1) 必ず提出していただくもの 利用申請書
- (2) 困難を抱える離婚前の母子または父子の方に提出していただくもの 離婚を前 提に配偶者と別居している事実が確認できる書類
 - 例:離婚協議申し入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭 裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書、控訴状の副本(離婚裁判に 係るもの)、第三者(弁護士など)により作成された書類など
- (3) 公簿等の閲覧及び世帯の状況等(児童扶養手当受給状況、ひとり親に対する医療費の助成状況、現住所及び連絡先)についての調査を行うことに同意しない方は、次に掲げる書類を提出してください。
 - ア 世帯全員の住民票の写しの原本
 - イ 次に掲げるいずれかの書類
 - (ア) 児童扶養手当認定通知書
 - (イ) 児童扶養手当証書
 - (ウ) 医療費助成条例(昭和47年横須賀市条例第21号)第2条第1項第5号の 規定により医療費の助成を受けることができることを証する書類の写し
 - (エ) 申請者及び申請者の扶養している児童等の戸籍全部事項証明書
 - (オ) 申請者が外国人であるときは、戸籍全部事項証明書は、独身証明書その他 ひとり親である事実を明らかにすることができる書類に代えることができま す。
 - ※ ア、イ(エ)及び(オ)は申請する1か月以内に取得したものに限ります。また、本籍、世帯主の氏名及び続柄、外国人記載事項の表示は省略しないでください。

10. 利用料

利用料は発生しませんが、支援員が生活必需品の買い物その他のサービスを行う際、 移動のための交通費等を必要とする場合は、当該交通費等の実費を利用者の方に負担 いただきます。実費はその度、支援員にお支払いください。

	カエヒいナフォの	4
	お手伝いするもの	お手伝いしないもの
生 活 援 助	ア 食事の世話(食事の準備及び後片付け) □調理 □配ぜん・片付け・テーブル拭き・皿洗い イ 住居の掃除 □リビング・居間・寝室・台所の軽易な掃除 □新聞・雑誌等の軽易な片付け □トイレ・風呂・洗面所の軽易な掃除 □玄関・ベランダの軽易な掃除	イ 住居の掃除 ■リビング・居間・寝室のエアコンの掃除 ■ガスコンロ・シンク・冷蔵庫等の掃除 ■庭の掃除・水まき
	ウ 身の回りの世話 □衣類の洗濯(洗濯機を回す、物干し) □洗濯物をたたむ、洗濯物のタンス等への 片付け □アイロンがけ、裁縫(ボタン付け等) □布団を干す	
	エ 生活必需品等の買物 □スーパー、コンビニなどでの食材・日用品の購入 ※購入代金及び公共交通機関に要した実費は 利用者負担	エ 生活必需品の買い物 ■自動車の給油・洗車
	オ 医療機関等との連絡 □医療機関との連絡 □郵便局・ポストへの郵便物の持込み	オ 医療機関等との連絡 ■銀行への振込み、引出し等
	※公共交通機関に要した実費は利用者負担 カ その他必要な用務	カ その他必要な用務 ■引越しに伴う荷造り、荷解き、後片付け
	ア 乳幼児の保育 ①授乳 □湯沸かし・ポット等への移し替え □粉ミルク調合 □ほ乳瓶の洗浄・煮沸・煮沸後の片付け ②おむつ交換 □おむつ交換 ③もく浴介助 □ベビーバスの用意・片付け	
子育て士	□へと一八人の用息・片付け □もく浴介助 □乳児のふき取り ④適切な育児環境の整備 □エアコンの温度調節、 窓開け・カーテンによる室温調節 □ベビー布団の用意・片付け □ベビー布団を干す □乳児の着替え	④適切な育児環境の整備 ■ベビーベット、乳児用玩具の組立て、取付け等
援	□ 3 その他の必要な子育て支援 □ 乳児の着替え □ 食事、おやつの準備、提供、後片付け □ 昼寝準備、読み聞かせ	③その他の必要な子育て支援
	□兄弟児の遊び相手(居宅内) イ 児童の生活指導 □衣類の着脱	■兄弟児の遊び相手(居宅外)
	□洗面・手洗い、排泄 ウ その他必要な用務	■保育園等への送迎